

ケアプランデータ連携システム普及促進事業業務に関する
プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は広く介護事業所間での「ケアプランデータ連携システム」の活用及びデータ連携グループの構築を目指し、同システムに関する説明会、導入支援、導入効果測定及び好事例の横展開等を実施し、介護事業所の業務の効率化を推進することを目的とする。

本要領は、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの提案を得るため、公募型プロポーザル方式によって事業者を選定するにあたり、必要な事項について定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

ケアプランデータ連携システム普及促進事業

(2) 業務内容、期間、場所

別紙「仕様書」のとおり

3 委託費

委託費の上限は 8,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格競争のみでは目的を達成できないため、専門的知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から

第4号及び第6号に規定しない者であること。

6 参加申込の手續等

(1) 担当課

福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話 : (084) 928-1281、FAX : (084) 928-1732

Eメール : kaigo@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

| | |
|------------------|----------------------------------|
| 公 告 | 2026年(令和8年)6月1日(月) |
| 実施要領(募集要項)等の配付期間 | 公告の日から2026年(令和8年)6月26日(金)まで |
| 参加意向申出書受付期間 | 公告の日から2026年(令和8年)6月17日(水)午後5時まで |
| 質問書受付期間 | 公告の日から2026年(令和8年)6月17日(水)午後5時まで |
| 質問書に対する回答期限・回答方法 | 2026年(令和8年)6月22日(月)までに市ホームページに掲載 |
| 企画提案書受付期間 | 公告の日から2026年(令和8年)6月26日(金)午後5時まで |
| プレゼンテーションの実施 | 2026年(令和8年)7月上旬予定 |
| 評価結果・選定結果通知 | 2026年(令和8年)7月中旬予定 |

(3) 実施要領(募集要項)等の配付場所

(1)に同じ

※ 福山市ホームページからもダウンロード可能

7 参加意向申出書の提出

(1) 受付期間 公告の日から2026年(令和8年)6月17日(水)午後5時まで【必着】

(2) 提出先 「6(1)担当課」に同じ

(3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール(持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(福山市の休日定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時まで。電子メールの場合はPDF形式のデータ)

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする

(4) 提出書類及び部数

次のア～ケの書類を作成し、提出すること。

(エ、オ、カ及びクについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 参加意向申出書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 事業者概要書(任意様式) ※会社概要、事業概要が分かるもの

- エ 登記事項証明書（商業・法人登記）（写し可）
- オ 納税証明書（写し可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことの確認用））
- カ 市税の完納証明書（写し可。本市に事業所を有する場合、納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの）
- キ 財務諸表（提出日から直近のもの）
- ク 印鑑証明書（写し可）
 - ※印鑑証明と異なる印鑑を契約等に使用する場合、使用印鑑届（様式3）を提出すること
- ケ 委任状（様式4）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること）

8 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 2026年（令和8年）6月26日（金）午後5時まで【必着】
- (2) 提出先 「6(1)担当課」に同じ
- (3) 提出方法 持参、郵送
- (4) 提出書類（いずれも任意様式）
 - ア 企画提案書
 - イ 見積書
 - ※内訳明細（項目別に数量、単価、諸経費、消費税等、可能な限り詳細に明記すること）
 - ウ 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料（任意）
 - エ 類似業務等の履行実績を証明する資料（直近2年以内）（任意）
- (5) 企画提案書作成に係る留意事項
 - ア 仕様書、評価基準を踏まえ作成すること。
 - イ 原則としてA4企画の両面印刷とし、ページ下の中央にページ番号を記載すること
 - ウ モノクロ・カラー印刷は問わない
 - エ 企画提案書の内容に他の者の協力を得た場合、及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨記載すること
 - オ 次の事項を含めて作成すること
 - (ア) 企画提案内容
 - (イ) 業務実施計画及び全体スケジュール（本市と受託事業者の作業内容を具体的に示すこと）
 - (ウ) 業務実施体制
 - (エ) 仕様書等の記載内容以外に本事業の目的に資する独自かつ有用な提案がある場合は記載すること
- (6) 提出部数
 - 紙媒体7部（社名入り：1部、社名なし：6部）
- (7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより受注候補者を決定する。

(9) その他

- ア 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- イ プロポーザルの提案は、1者につき1案のみとする。
- ウ 提出後の提案内容変更は認めない。

9 選定方法

本プロポーザルに係る評価は、「ケアプランデータ連携システム普及促進事業事業者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において、別紙「ケアプランデータ連携システム普及促進事業業務委託公募型プロポーザル選定評価基準」に基づいて、以下のとおり評価し選定する。

なお、プレゼンテーションの日程については、別に通知する。

- (1) 提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価・採点し、評価の上選定する。
- (2) 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- (3) プレゼンテーションは1提案者あたり約30分（提案説明20分、質疑応答10分）を想定し個別に行う。なお、提案者数によって時間は変更する場合がある。
- (4) 評価委員会の構成委員の技術評価点を合算し、そこに価格評価点を加えた合計評価点が最も高い事業者を候補者として選定する。
- (5) 技術評価点の合計点が364点（最高点520点の7割）を下回る得点であった候補者は失格とする。
- (6) 上位の事業者が辞退又は失格となった場合は、合計評価点が高い者から順に候補者とする。ただし、技術評価の合計点が364点（最高点520点の7割）を下回る得点の事業者については、候補者としない。

10 結果の通知

- (1) 評価結果について、すべての提案者に対し文書で通知する。
- (2) 評価経過については非公表とする。また、評価結果について異議申し立ては一切認めない。
- (3) 契約締結後、評価結果について、福山市ホームページに掲載する。（※優先交渉先以外の参加者については非公表）

1 1 全参加者失格の場合の提案の再募集

技術評価の時点で全参加者が失格となった場合には、参加表明又は指名した業者を対象に再提案を求めることとする。

1 2 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

また、契約締結後、受託事業者は速やかな事業開始となるよう着手することとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が 8 (4) で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

1 3 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3 の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領（募集要項）の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1 4 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 応募申請書類の作成及び提出等に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出された応募書類等は返却しないものとし、評価及び審査等に必要な範囲において複製をすることがあるものとする。
- (4) 応募を取り下げの場合は、辞退届（任意様式）を提出することとする。この場合においても、受理した応募書類は返却しないこととする。
- (5) 事業の委託契約締結後であっても、本公告に定める応募資格を満たさなくなった場合、応募内容と実際の業務内容に重大な乖離があった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行われていない場合には委託契約を解除することとする。
- (6) 今後の社会情勢や財政状況の変化、その他の不可抗力により、事業計画の変更又は中止する場合があります、この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (7) 提出者は、複数の参加意向申出書及び企画提案書を提出することはできない。
- (8) 受付期間以降における参加意向申出書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (9) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成 14 年条例第 2 号）に基づく情報公開

請求の対象となる。

- (10) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (11) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (12) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (13) 参加者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。